

本件事故当時、双葉町に居住していた申立人らが、精神的損害及び財物損害等（土地、建物、家財、事業用動産及び借地権）の損害賠償を求めた事例。

### 全部和解契約書（第5回）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2、同X 3、同X 4（以下これら4名合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

#### 1 申立人X 1

申立人X 1と被申立人は、本件に関し、下記損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

##### (1) 損害項目 不動産（別紙物件目録記載）

金額 56,693,137円

##### (2) 損害項目 家財

金額 7,000,000円

##### (3) 損害項目 弁護士費用

金額 1,910,794円

ただし、申立人X 1に対する、本和解金額63,693,137円の3%相当額。

#### 2 申立人X 2

申立人X 2と被申立人は、本件に関し、下記損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

##### (1) 損害項目 不動産（別紙物件目録記載）

金額 13,253,649円

##### (2) 損害項目 事業用資産

金額 4,046,580円

##### (3) 損害項目 弁護士費用

金額 519,006円

ただし、申立人X 2に対する本和解金額計17,300,229円の3%相当額。

#### 3 申立人X 4

申立人X 4と被申立人は、本件に関し、下記損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

##### (1) 損害項目 精神的苦痛慰謝料

期間 平成23年3月11日から平成24年5月31日まで

金額 1,500,000円

(2) 損害項目 弁護士費用

金額 45,000円

ただし、本和解金額1,500,000円の3%相当額

4 和解金額

(1) 被申立人は、申立人X1に対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、合計65,603,931円の支払義務があることを認める。

(2) 被申立人は、申立人X2に対し、第2項記載の損害項目についての和解金として、合計金17,819,235円の支払義務があることを認める。

(3) 被申立人は、申立人X4に対し、第3項記載の損害項目及び期間についての和解金として、合計金1,545,000円の支払義務があることを認める。

5 申立人らは、本契約締結日までに成立した損害項目について、支払日までの遅延損害金は請求しないものとする。

6 仮払補償金

被申立人が申立人らに対し、支払い済みである仮払補償金2,950,000円を本和解にて精算する。

7 支払方法

(省略)

8 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人ら全員が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月21日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員長 山崎司平、仲介委員 服部訓子、同 赤尾太郎)